

鳥取県告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	せいきょう居宅介護支援事業所	鳥取市末広温泉町203	平成21年1月22日